

新潟県条例第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第1条** 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(非常災害対策)</p> <p><b>第8条</b> 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、<u>重度訪問介護、同行援護、行動援護、</u>重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p><b>第8条</b> 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、<u>重度訪問介護、同行援護、行動援護又は</u>重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業のみを行う者を除く。）、基準該当障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</p>

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請について</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請について</p>

は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第6条** 指定障害児通所支援事業者等（指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。）及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第6条** 指定障害児通所支援事業者等（指定保育所等訪問支援事業者を除く。）及び基準該当通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。